

改正 1-8

公的年金（障害給付）

1 障害基礎年金

国民年金に加入している間に初診日のある病気やケガで、法令により定められた障害の状態（1 級と 2 級に分けられる）にある場合は障害基礎年金が支給されます。支給要件をまとめましたので確認してください。

（途中省略）

▼年金額

1 級	$788,900 \text{ 円} \times 1.25$ + 子の加算
2 級	$788,900 \text{ 円}$ （＝老齢基礎年金の満額） + 子の加算

2 障害厚生年金

厚生年金に加入している間に初めて医師の診療を受けた病気やケガで、法令により定められた障害の状態（1 級～3 級に分けられる）にある場合は障害厚生年金が支給されます。

（途中省略）

▼年金額

1 級	（報酬比例の年金額） × 1.25 + [配偶者の加給年金額（ $227,000 \text{ 円}$ ）] ※
2 級	（報酬比例の年金額） + [配偶者の加給年金額（ $227,000 \text{ 円}$ ）] ※
3 級	（報酬比例の年金額） ※最低保障額 $591,700 \text{ 円}$

※障害厚生年金に子に係る加算はありません。

_____部分が改正点です。